

2025年5月21日

取引先各位

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社および前社長ならびに社員が捜査対象となっておりました事案につきまして、弊社に対し裁判所による略式命令が言い渡され、また、個人については検察官により全員が不起訴となりましたので、ご報告申し上げます。

□処分内容

- ・株式会社ハローG（法人）：罰金 50 万円【代理店に対する監督責任を問われたもの】
- ・前社長（個人）：不起訴
- ・社員（個人）：不起訴

法人である弊社、株式会社ハローG に対しては、代理店が行った法令違反行為について監督上の過失があったものとして、裁判所から、法令の両罰規定に基づき罰金の略式命令がございました。監督上の過失とされた代理店による法令違反行為は、契約書における工事日の不記載と、クーリングオフを説明しなかったことの2点となります。（当初、報道にあった代理店による不実の告知については含まれておりません。）

なお、略式命令の内容からも明らかなように、代理店の法令違反行為に関し、弊社および弊社社員の関与はございません。しかしながら、代理店に対する教育・指導が徹底されていなかった点について深く反省し、この命令を厳粛に受け止め、先般発表いたしました再発防止策を徹底して実施してまいります。

お客様、お取引先の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。今後は、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりますので、何卒変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社ハローG  
代表取締役社長 芝崎良人